

記者発表資料

平成27年 9月 4日
九州地方整備局
八代河川国道事務所

建設発生土の受入及び仮置き場を募集します

国土交通省八代河川国道事務所では、球磨川掘削工事にて発生する建設発生土について、河川環境の保全を目的として有効利用を考えています。

このため、建設発生土を搬出及び一時的に仮置きする必要があるため、受入地及び仮置きする場所を探しており、別途のとおり公募を致します。

※八代河川国道事務所のホームページにも掲載しています。

■募集期間

平成27年9月4日（金）～平成27年9月18日（金）

※間に合わない場合はご相談下さい。

特に受入については、年末まで随時受け付けます。

■対象地域

熊本県南部球磨川沿川（八代市、球磨村、芦北町、球磨村）

■別紙資料

建設発生土「受入及び仮置き場募集の概要」

建設発生土「受入申請書」・「仮置き申請書」（提出書類）

【担当・問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

技術副所長 荒木 和幸（内線204）

工務第一課長 島田 陵一（内線311）

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

TEL：0965-32-7442

球磨川掘削工事に伴う建設発生土の受入及び仮置き場募集の概要

平成 27 年 9 月 4 日
国土交通省八代河川国道事務所

1. 募集の主旨

国土交通省八代河川国道事務所では、球磨川掘削工事にて発生する建設発生土について、河川環境の保全を目的として有効利用を考えています。

このため、建設発生土を搬出及び一時的に仮置きする必要がある、受入地及び仮置きする場所を探しており、以下のとおり発生土の受入地及び仮置場について公募を致します。

※八代河川国道事務所のホームページにも掲載しています。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

【受入】

平成27年10月以降、埋立等の土地造成を予定されている土地を所有されている方。

【仮置き】

平成27年10月以降、土地の貸借が可能な方。

※いずれも企業・法人、個人は問いません。(複数の個人が集まった組織でも可)

(2) 土地の要件

- ①球磨川沿川（八代市、球磨村、芦北町、人吉市）であること。
- ②仮置き土量が1箇所当たり5,000立方メートル程度以上あること。
- ③大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができること。
- ④法律、関係条例上仮置きを行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了
或いは近々完了見込みであること。
- ⑤仮置き期間は概ね2年～3年程度
- ⑥仮置きの場合、賃貸借料については、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（第25条）」に基づき算定する。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間

自：平成27年9月 4日（金）

至：平成27年9月18日（金）

※間に合わない場合はご相談下さい。

特に受入については、年末まで随時受け付け可能です。

(2) 必要書類

次の書類を郵送又は持ち込みにて提出して下さい。

【受入】

- ① 建設発生土受入申込用紙 → 別添の用紙
- ② 埋立等の許可証の写し
- ③ 受入位置を示した地図

【仮置き】

- ① 建設発生土仮置き申込用紙 → 別添の用紙
- ② 埋立等の許可証の写し
- ③ 仮置き位置を示した地図

4. 応募後の確認等

応募いただいた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、仮置きに適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、選考結果は9月下旬頃に応募者へ通知いたします。

候補地確定後、実際の建設発生土搬入については、当所の事業進捗と調整を図りながら実施することとなりますので、予めご了承ください。特に受入については、H28年度の工事による建設発生土搬出を想定しており、実際にはH28年秋頃からの搬入になることを申し添えます。

5. 受入における留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）及び受入地での敷均しは当方が行います。（無料）
- ②候補地確定後、他の公共事業から建設発生土搬入の要請があった場合は、公共事業が優先されるため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ③搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合、用地買収及び借地契約等の手続きは、申し込み者において行ってください。
- ④搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、事前に地域住民等への周知と協力をお願いしていただきます。
- ⑤建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行っていただきます。
- ⑥搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出・転出することはできません。
- ⑦不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土を利

用する行為は固く禁止します。

- ⑧H28年度の工事による建設発生土搬出を想定しており、実際にはH28年秋頃からの搬入になることを申し添えます。

6. 仮置きに関する賃貸借条件

別紙「土地賃貸借に関する契約書」を参照願います。選定後、別途契約手続きを行うこととします。

7. 問い合わせ及び提出先

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所

〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2

TEL 0965-32-7442

FAX 0965-32-1688

担当 工務第一課 島田、伊藤（内線311、407）

※ホームページも併せてご覧ください <http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/>

(別 添)

申込日 平成 年 月 日

建設発生土受入申込用紙

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 殿

郵便番号
住 所
氏 名

建設発生残土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋め立て行為を 行う土地の面積	平方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____ (内線)

(別 添)

申込日 平成 年 月 日

建設発生土仮置き申込用紙

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 殿

郵便番号
住 所
氏 名

建設発生残土の仮置きについて、下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋め立て行為を 行う土地の面積	平方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○仮置きに関する事項

仮置き場所	
仮置き面積	m ²
仮置き可能期間	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____ (内線)

土地賃貸借に関する契約書

国土交通省が施行する一級河川球磨川
の用に供するために
必要な土地について土地所有者
を甲とし、国を乙として、下記条項により
土地賃貸借に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に賃貸し、
かつ、土地に物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。)が存するとき
は、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による金額を甲に支払うものとする。

土地賃料月額	¥〇〇
別表第2に掲げる物件の移転料及び同表 に掲げるその他通常受ける損失の補償金	¥〇〇

(契約期間等)

第2条 この賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
ただし、期間満了の1箇月前までに乙から申し出がないときは、次の1箇年間同一条件
をもって契約を継続するものとし、以後もこの例によるものとする。

2 乙は、前項の契約期間内であっても、工事等の終了により土地の賃借を行う必要がな
くなったときは、1箇月前に予告してこの契約を終了することができるものとする。

3 甲は、土地に前条第1項に規定する物件があるときは、平成 年 月 日までに乙
の工事に支障のないように移転するものとする。

4 甲は、土地にある物件の移転が完了したときは、乙の確認を受けるものとする。

5 第3項の移転期限後において、土地に物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物
件を移転することができるものとし、このために必要な経費は、甲の負担とする。

(期間計算)

第3条 賃貸借の期間に1箇月未満の端数があるときは、その賃料は、日割計算するもの
とする。

(賃料等の支払)

第4条 甲は、乙の会計年度の毎四半期末ごとに当該四半期分の賃料の支払を乙(官署支出
官)に請求することができる。

2 甲は第2条第3項の確認を受けたときは、別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲
げるその他通常受ける損失の補償金を乙(官署支出官)に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30
日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(権利の譲渡等)

第5条 甲は、この契約期間中土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、乙
へ通知するものとする。この場合、この契約による甲の義務は、甲の責任において
当該第三者に承継させるものとする。

2 乙は、土地を他の目的に使用し、若しくは第三者に転貸し、又はこの権利を第三者に
譲渡してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合において、あらか
じめ甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(新たな権利設定等の禁止)

第6条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、
乙(八代河川国道事務所長)の同意を得たものについては、この限りでない。

- 一 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 二 土地に物件を設置すること。
- 三 土地の形質を変更すること。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったとき
は、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(公租公課の負担)

第8条 土地に対する公租公課は、すべて甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第9条 この契約書にはり付ける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約期間満了による土地の返還)

第10条 乙は、この契約期間が満了したときは、すみやかに土地をもとの状態に回復して、
甲に返還するものとする。ただし、契約満了時の現状のままの返還を乙が申し出て、
甲がこれを承諾したときはこの限りでない。

(契約外の事項)

第11条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、
乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名(個人の場合は署名とす
る。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏名又は名称

乙 住 所 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
分任支出負担行為担当官
九州地方整備局 八代河川国道事務所長

別表第1

土地の表示

熊本県八代市 町地内

大字	字	地番	地目	面積	摘要

別表第2

物件その他通常受ける損失補償の表示

熊本県八代市 町地内

大字	字	地番	地目	種類	単位	数量	摘要

確認書（案）

平成 年 月 日付けで土地所有者〇〇〇〇を甲とし、国を乙として締結した××××契約書(以下「契約書」という)について、下記のとおり確認する。(

第1 乙は、契約書第2条第1項に掲げる×××が必要となる〇〇工事終了の時期については、平成 年 月 日までを予定している。(

第2 乙は、契約書別表第1に掲げる土地の賃貸借範囲を変更しようとする場合においては、あらかじめ、甲に協議するものとする。

第3 この確認書に定めのない事項又はこの確認書の内容について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議のうえ決定するものとする。

この確認の証として、本書2通を作成し、甲乙記名（個人の場合は署名とする）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

(甲) 住所
氏名 土地所有者 〇〇〇〇

(乙) 住所
氏名 九州地方整備局〇〇事務所長